

令和2年度答申第5号  
令和2年4月10日

諮問番号 令和元年度諮問第121号、122号、123号、124号、125号、  
126号（令和2年3月19日諮問）  
審査庁 消費者庁長官  
事件名 連鎖販売取引に係る業務禁止命令に関する件6件

## 答 申 書

審査請求人X<sub>1</sub>、同X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件各諮問については、当審査会において調査審議は行わず、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

## 理 由

- 1 本件は、連鎖販売業を行うP社に対し同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止する命令を発したとして、消費者庁長官が、同社の役員である審査請求人X<sub>1</sub>、同X<sub>2</sub>、同X<sub>3</sub>、同X<sub>4</sub>、同X<sub>5</sub>及び同X<sub>6</sub>に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）39条の2第1項の規定に基づき、平成30年12月21日から平成32年（令和2年）3月20日までの間、当該連鎖販売取引に関する一部の業務を新たに開始することを禁止する各命令（以下「本件各業務禁止命令」という。）を発したことから、審査請求人らがこれを不服として審査請求をした事案である。

これに対し、審査庁は、令和2年3月19日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして諮問をしたところ、その翌日の同月20日、本件各業務禁止命令による業務禁止期間の末日が到来したことが認められる。この点について、審査庁は、当審査会に対し、令和2年4月2日付け諮問説明書の補充書を提出し、上記業務禁止期間の末日の経過により、審査請求人らは本件各

業務禁止命令の取消しを求める法律上の利益を喪失するから、本件各審査請求はいずれも審査請求の利益を欠く不適法な請求として却下すべきであるとの判断を示している。

- 2 本件において、上記1のとおり、審査庁が、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも却下すべきであるとの判断を示し、そのような裁決がされる予定であることが明らかになっているのであるから、本件各諮問については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）43条1項6号に該当する場合として、当審査会は調査審議を行わず、争訟状態の迅速な解消を図るという観点から、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。
- 3 なお、本件については、一件記録によれば、平成31年2月28日又は同年3月12日の本件各審査請求の受付から約10か月以上が経過した令和2年1月31日付けで各審理員意見書が提出され、それから約1か月半以上が経過してからようやく本件各諮問がされた結果、その翌日に本件各業務禁止命令による業務禁止期間の末日が到来したため、審査庁は、本件各審査請求はいずれも却下すべきであると判断するに至っている。簡易迅速な手続の下で（行政不服審査法1条1項参照）簡易迅速な審理（同法28条参照）を実現するという観点から、今後、審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を検討する必要がある。
- 4 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠	
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹